

## 災害時における応急救助活動に関する協定書

小千谷市(以下「甲」という。 )とイオン株式会社ジャスコ小千谷店(以下「乙」という。 )は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は、小千谷市内で地震、風水害等による大規模災害が発生した時の被災者の応急救助活動等に係る甲及び乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### (協力事項)

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 応急救助活動のための活動要員を派遣し、甲の応急救助活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗及び乙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者のための避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (5) 乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

### (協力要請の手続)

第3条 前条の規定による甲及び乙の要請(以下「要請」という。 )は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

### (連絡責任者)

第4条 本協定に基づく連絡事項等の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別に定めるものとする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間内において、前項の事項に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

### (経費の負担)

第5条 第2条第1項3号及び同条第2項に規定する協力の実施に要した物資の対価及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生の前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の支払)

第6条 甲は、前条の規定により乙の請求書を受理したときには、速やかに乙に代金を支払うものとする。

(情報の交換等)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(協力の免除)

第8条 乙が被災したときは、甲乙協議のうえ、その被災の程度に応じて第2条に定める乙が行う協力事項の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成18年7月21日から平成19年7月20日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年7月21日

甲 小千谷市城内2-7-5  
小千谷市代表者  
小千谷市長 関 広一

乙 小千谷市大字平沢新田339  
イオン株式会社  
ジャスコ小千谷店  
店長 飯田篤司